

原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針 新旧対照表					資料 2－2
改正案			現 行		改正理由
第 1 章 総則			第 1 章 総則		・ <u>原子力災害対策指針の改正</u>
1 本方針書の主旨			1 本方針書の主旨		
本方針書は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）、並びに原子力災害対策指針（ <u>令和 6 年 9 月。</u> 以下「指針」という。）に基づき策定された岐阜県地域防災計画原子力災害対策計画（以下「地域防災計画」という。）で対象とする下図の原子力事業所（日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ）において、原子力災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）及び本県が実施した放射性物質拡散シミュレーション結果（以下「シミュレーション結果」という。）を踏まえて地域防災計画で規定した原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域。以下「対策強化地域」という。）において迅速に対応できるよう、屋内退避、避難（一時移転を含む。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布・服用等の防護措置に係る基本的な考え方、県や県内市町村の役割、事前に準備しておくべき内容、並びに緊急時に実施すべき事項等を定めるものである。			本方針書は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）、並びに原子力災害対策指針（ <u>平成 24 年 10 月 31 日策定。令和 4 年 7 月 6 日一部改正。</u> 以下「指針」という。）に基づき策定された岐阜県地域防災計画原子力災害対策計画（以下「地域防災計画」という。）で対象とする下図の原子力事業所（日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ）において、原子力災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）及び本県が実施した放射性物質拡散シミュレーション結果（以下「シミュレーション結果」という。）を踏まえて地域防災計画で規定した原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域。以下「対策強化地域」という。）において迅速に対応できるよう、屋内退避、避難（一時移転を含む。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布・服用等の防護措置に係る基本的な考え方、県や県内市町村の役割、事前に準備しておくべき内容、並びに緊急時に実施すべき事項等を定めるものである。		
なお、指針等が改正された場合は、所要の見直しを行う。			なお、指針等が改正された場合は、所要の見直しを行う。		
2 略			2 略		
3 連絡・対応体制の整備			3 連絡・対応体制の整備		
（１）県の体制			（１）県の体制		
略			略		
1）提供すべき情報項目の整理			1）提供すべき情報項目の整理		
県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、住民 <u> </u> に提供すべき情報の項目について整理する。			県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、住民 <u>等</u> に提供すべき情報の項目について整理する。		
なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。			なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。		
2）略			2）略		
3）住民相談窓口の設置等			3）住民相談窓口の設置等		
県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、住民 <u> </u> からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等について定めておくものとする。			県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、住民 <u>等</u> からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等について定めておくものとする。		
4）略			4）略		
（２）略			（２）略		
4 防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方			4 防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方		
（１）屋内退避、避難			（１）屋内退避、避難		
略			略		
＜県の初動時の予防的対応＞◎は県独自の対応。ブルーム通過に対しては屋内退避を基本			＜県の初動時の予防的対応＞◎は県独自の対応。ブルーム通過に対しては屋内退避を基本		
	UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）			
		①甲状腺等価線量 50mSv/週の地域（ヨウ素吸入）	②実効線量 100mSv/年の地域（セシウム沈着）	③実効線量 20mSv/年の地域（セシウム沈着）	
施設敷地緊急事態（原災法第 10 条）	屋内退避準備	今後の情報について住民 <u> </u> へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備			

改正案						現 行						改正理由
	全面緊急事態（原災法第15条）	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等				全面緊急事態（原災法第15条）	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等			
	モニタリングにおいて毎時20μSv以上の空間放射線量検出	屋内退避継続（特にモニタリング強化）	◎屋内退避継続等（特にモニタリング強化）	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等		モニタリングにおいて毎時20μSv以上の空間放射線量検出	屋内退避継続（特にモニタリング強化）	◎屋内退避継続等（特にモニタリング強化）	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	
略						略						
（２）安定ヨウ素剤の配布・服用						（２）安定ヨウ素剤の配布・服用						
緊急時において避難等を行う住民__への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、当該市町村内の公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示することを原則とする。						緊急時において避難等を行う住民 <u>等</u> への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、当該市町村内の公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示することを原則とする。						<u>・文言の適正化</u>
また、県では、初動時の迅速な対応を図るため、指針及びシミュレーション結果を踏まえ、次のとおり県独自の対応をとるものとする。						また、県では、初動時の迅速な対応を図るため、指針及びシミュレーション結果を踏まえ、次のとおり県独自の対応をとるものとする。						
なお、今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。						なお、今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。						
【安定ヨウ素剤の配布・服用に係る初動時の対応】						【安定ヨウ素剤の配布・服用に係る初動時の対応】						
		UPZ	甲状腺等価線量が50mSv／週となる可能性が示された地域（旧市町村単位）					UPZ	甲状腺等価線量が50mSv／週となる可能性が示された地域（旧市町村単位）			
○全面緊急事態に該当する事象の通報（原災法第15条）	○避難準備に合わせて、 ・保健所において薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設 <u>への安定ヨウ素剤の搬送準備（削除）</u>		○避難準備に合わせて、 ・保健所において薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設 <u>への安定ヨウ素剤の搬送準備（削除）</u>			○全面緊急事態に該当する事象の通報（原災法第15条）	○避難準備に合わせて、 ・保健所において薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設 <u>に安定ヨウ素剤を搬送</u> ○医療関係機関に医療従事者派遣要請		○避難準備に合わせて、 ・保健所において薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設 <u>に安定ヨウ素剤を搬送</u> ○医療関係機関に医療従事者派遣要請			<u>・文言の明確化</u>
※その他の地域についても、避難を行う場合は、同様の対応をとる。						※その他の地域についても、避難を行う場合は、同様の対応をとる。						
（３）原子力災害時における <u> </u> 感染症対策						（３）原子力災害時における <u>新型コロナウイルス</u> 感染症対策						<u>・原子力災害時における感染症対策要領の改正</u>
<u> </u> 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、被ばくによるリスクとウイルスによる感染罹患によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることが必要である。本県での原子力災害時の防護措置における感染症対策については、「原子力災害時における <u> </u> 感染症対策要領」（ <u>令和5年9月</u> ）に基づき実施するものとする。						<u>新型コロナウイルス</u> 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、被ばくによるリスクとウイルスによる感染罹患によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることが必要である。本県での原子力災害時の防護措置における感染症対策については、「原子力災害時における <u>新型コロナウイルス</u> 感染症対策要領」（ <u>令和3年2月</u> ）に基づき実施するものとする。						
第2章 屋内退避						第2章 屋内退避						
1 屋内退避実施に係る基本的な考え方						1 屋内退避実施に係る基本的な考え方						
本章では、UPZ及び対策強化地域について、指針の指標（OIL）に基づく屋内退避の実施方法等について定める。						本章では、UPZ及び対策強化地域について、指針の指標（OIL）に基づく屋内退避の実施方法等について定める。						
屋内退避は、住民__が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設において避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。						屋内退避は、住民 <u>等</u> が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設において避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。						<u>・文言の適正化</u>

改正案	現 行	改正理由
（４）避難の実施 略 １）住民__に対する広報 県は、マスメディア、インターネット等、あらゆる手段を用いて、現下の災害の状況及び避難の実施等必要な事項を広報する。 被災市町村は、住民の避難に必要となる具体的な行動に重点をおいて、分かりやすい内容で、防災行政無線、CATV、広報車、インターネット等あらゆる手段を利用して住民__への広報（一時集結所、避難退域時検査場所、避難経由所及び避難所等の場所、ルート等）を行う。 広報は、県の協力を得て、被災住民及び避難先住民の双方に対し、行うものとする。 なお、要配慮者_____へも確実に情報が行きわたるよう、自主防災組織、自治会、民生・児童委員との協力・連携により行うものとする。 ２）から８） 略 ４から５ 略 ６ 避難行動要支援者への対応 避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（<u>令和３年５月。内閣府防災担当</u>）を踏まえ対応する必要がある。 さらに、原子力災害時については、避難の実施により、かえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるということがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する必要がある。 本県においては、UPZ の対応に関し、本県が構成員となる福井エリア地域原子力防災協議会で策定した「美浜地域の緊急時対応」（令和３年１月）を踏まえるとともに、UPZ 外においても対応の検討を進めるものとする。 ７ 略 第４章 安定ヨウ素剤の配布・服用 １ 略 ２ 緊急時実施事項 （１）県の対応 安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村が選定した公共施設等において、指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（<u>令和３年７月。原子力規制庁</u>）並びに「県原子力災害医療マニュアル」（<u>平成31年３月</u>）を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。 （２） 略 第５章 避難所の開設・運営等 原子力災害時における避難所の開設・運営については、「岐阜県避難所運営ガイドライン」（<u>令和6年3月</u>）によるほか、以下の事項に留意する。 １及び２ 略	（４）避難の実施 略 １）住民<u>等</u>に対する広報 県は、マスメディア、インターネット等、あらゆる手段を用いて、現下の災害の状況及び避難の実施等必要な事項を広報する。 被災市町村は、住民の避難に必要となる具体的な行動に重点をおいて、分かりやすい内容で、防災行政無線、CATV、広報車、インターネット等あらゆる手段を利用して住民<u>等</u>への広報（一時集結所、避難退域時検査場所、避難経由所及び避難所等の場所、ルート等）を行う。 広報は、県の協力を得て、被災住民及び避難先住民の双方に対し、行うものとする。 なお、要配慮者<u>及び一時滞在者</u>へも確実に情報が行きわたるよう、自主防災組織、自治会、民生・児童委員との協力・連携により行うものとする。 ２）から８） 略 ４から５ 略 ６ 避難行動要支援者への対応 避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（<u>平成25年８月。令和３年５月改定。内閣府防災担当</u>）を踏まえ対応する必要がある。 さらに、原子力災害時については、避難の実施により、かえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるということがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する必要がある。 本県においては、UPZ の対応に関し、本県が構成員となる福井エリア地域原子力防災協議会で策定した「美浜地域の緊急時対応」（令和３年１月）を踏まえるとともに、UPZ 外においても対応の検討を進めるものとする。 ７ 略 第４章 安定ヨウ素剤の配布・服用 １ 略 ２ 緊急時実施事項 （１）県の対応 安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村が選定した公共施設等において、指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（<u>原子力規制庁、令和３年７月21日一部改正</u>）並びに「県原子力災害医療マニュアル」_____を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。 （２） 略 第５章 避難所の開設・運営等 原子力災害時における避難所の開設・運営については、「岐阜県避難所運営ガイドライン」_____によるほか、以下の事項に留意する。 １及び２ 略	・文言の適正化 ・文言の適正化 ・文言の適正化 ・文言の統一 ・文言の統一 ・文言の統一

